

# 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	R 8 桜島火山の地盤変動データを用いた長期的予測精度の高度化に関する委託
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 平 田 遼 鹿児島県肝属郡肝付町新富 1 0 1 3 - 1
契約締結日	令和 8 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	国立大学法人 京都大学
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 3 1 9 , 9 0 4 -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 0 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

## 随意契約理由書(案)

1. 件名：R8 桜島火山の地盤変動データを用いた長期的予測精度の高度化に関する委託
2. 履行場所：鹿児島県肝属郡肝付町外
3. 随意契約の相手方：住所 京都市左京区吉田本町36番地の1  
会社名 国立大学法人京都大学  
電話 075-753-7531
4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第三号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、桜島島内における砂防工事従事者の安全性の確保及び土砂災害緊急情報の精度向上に資するため、有村観測坑道に設置した高精度の水管傾斜計・伸縮計のデータ（大隅河川国道事務所所有）、ハルタ山観測坑道及び高免観測坑道（京都大学所有）での同様の計測データ等を用いて、地盤変動の長期的特性を解明することを目的とするものである。

2) 業務の内容

本業務では、有村観測坑道、ハルタ山観測坑道及び高免観測坑道における傾斜とひずみの長期的特性を解明し、両観測データを比較することにより噴火及び噴出火山灰量予測の精度向上を図る。

3) 随意契約に付する理由

国立大学法人京都大学防災研究所火山防災研究センターは、桜島火山の噴火予測の研究を行い、火山噴火予測に関する関係機関の研究及び業務の相互連携などを目的に開催されている「火山調査研究推進本部火山調査委員会」に、桜島火山の噴火予測に関する研究成果及び情報を提供している唯一の機関である。

当該センターは、ハルタ山観測坑道（京都大学所有）内の水管傾斜計と伸縮計により確認された山頂噴火の数分から数時間前の山頂方向の隆起及び山体の膨張に関するデータをオンライン処理することで、噴火の可能性が高まった際に警報を発するシステムを継続的に開発してきている。

当事務所においては、京都大学に委託することにより、ハルタ山観測坑道、高免観測坑道（京都大学所有）における観測データを加え、3方向からの観測により地盤の変動把握の精度向上を図るため、有村観測坑道（大隅河川国道事務所所有）に設置した高精度の水管傾斜計・伸縮計のデータに古里潮位観測室（京都大学所有）の潮位をもとにした潮汐補正論理を組み込んだシステム（火山噴火予知アプリケーションは、京都大学においてハルタ山観測坑道で開発された火山活動判定の論理によるソフトウェア（Kamo and Ishihara,1989）と同一。）を開発し、試験的に稼働させている。

当該システムでは、近年活発になってきている火山性微動に伴う噴火及び噴出火山灰量の予測を行っており、さらなる精度向上を図るためには新たな論理開発と火山噴火予知アプリケーションの改変が不可欠となる。

火山噴火予知アプリケーションの知的財産権は、京都大学又は研究者に帰属しており、ソースコード解析が不十分な状態で追加改変しようとする場合、品質に支障をきたす可能性を否定できないとして第三者による改変には著作権者人格権の行使を表明していること及び、当該システムによる噴火及び噴出火山灰量の予測には京都大学の観測施設からのデータが必要であることから、本業務を履行出来るのは、上記法人以外にはない。

以上のことから、本業務については、国立大学法人京都大学が唯一の契約相手と判断する。

よって本業務については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、国立大学法人京都大学と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

大隅河川国道事務所 工務第一課長